バックエンドロードマップ案

- 本案は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構のバックエンド 対策全体の長期方針を示す案である。
- · 今後、廃止措置に要する費用の試算、ステークホルダーとの調整等を 実施し、年末に策定する予定。

2018年8月31日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

<目次>

1. はじめ	かに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 1 2. 2	7 エンド対策の推進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3. 廃止措	昔置に要する費用 · · · · · · · · · · · · 5
4. バック	ウエンド対策の効率化・最適化に向けた取組 · · · · · · · · · · 5
5. バック	フェンドロードマップの見直し ・・・・・・・・・・・・・・・ 7
別表 1 /	、 ックエンドロードマップ対象施設一覧
別表2 原	原子力施設のバックエンド対策に係るロードマップ
別表3	廃棄物処理の詳細
別図 1 主	主要な廃棄物処理フロー
別図2 累	累積廃棄物発生量推移
別図3 処	処分区分ごとの埋設対象物量

1. はじめに

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)は、保有する原子力施設の安全強化とバックエンド対策の着実な実施により研究開発機能の維持・発展を目指すため、①施設の集約化・重点化、②施設の安全確保及び③バックエンド対策を三位一体で進めることとし、2017年4月に2028年度までのこれらの計画を具体化した「施設中長期計画」を策定した。

このうちバックエンド対策については、東海再処理施設(以下「TRP」という。)の廃止措置に約70年を要するなど、放射性廃棄物(以下「廃棄物」という。)の処理・処分を含めた長期にわたる見通しと方針が必要である。このため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)改正に伴い作成・公表が求められる廃止措置実施方針と併せ、原子力機構全体のバックエンド対策の長期にわたる見通しと方針を「バックエンドロードマップ」(以下「本ロードマップ」という。)として取りまとめることとした。**1

なお、本ロードマップの検討に当たっては、対象を現存する原子炉等規制法の規制対象施設とするとともに、原子力の3S(安全 [Safety]、核セキュリティ [Security]及び保障措置 [Safeguards])の各要件を満足することを大前提に、可能な限りの効率化を目指した。

また、本ロードマップの内容は、施設中長期計画において具体化されるが、その際は、 関係自治体等のステークホルダーとの十分なコミュニケーションを図り、了解を得る ことが必要となる。

2. バックエンド対策の推進

バックエンド対策を推進するためには、廃止措置及び発生する廃棄物の処理・処分に加え、施設内に存在する核燃料物質の管理を考慮する必要がある。

そのため、本ロードマップは、廃止措置、廃棄物処理・処分、核燃料物質の管理を対象に整理する。

本ロードマップの作成に当たっては、以下を前提とした。

- · 対象施設は、現存する原子炉等規制法の許可施設(別表1参照) *2*3とする。
- · 対象期間は、現存施設(廃棄物処理施設を除く。)の廃止措置、廃棄物の処理 · 処分が終了するまでの期間とし、以下に示すように約70年とする。
 - ▶ 第1期(~2028年度)約10年

^{※1} 原子力機構としての長期ロードマップは、新たな研究開発施設の整備方針を含む研究開発に係るロードマップと併せて策定されるべきところ、その検討の前提ともなる、現存する施設のバックエンドロードマップを先行して示すものである。

^{※2} 廃止措置実施方針では、発電用原子炉設置者、試験研究用等原子炉設置者、製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(原子炉等規制法施行令第41条 (以下「政令41条」という。)に規定する核燃料物質を使用する場合に限る。)の施設が対象となるが、本ロードマップでは、核燃料物質の取扱量が少ない政令41条非該当施設も対象とする。

^{※3 「}施設中長期計画」の更新に合わせ更新する。

当面の施設の安全確保(新規制基準対応・耐震化対応、高経年化対策、リスク低減対策)を優先しつつ、バックエンド対策を進める期間

- ▶ 第2期(2029年度~2049年度):約20年 処分の本格化及び廃棄物処理施設の整備により、本格的なバックエンド対 策に移行する期間
- ▶ 第3期(2050年度~):約40年
 本格的なバックエンド対策を進め、完了させる期間

また、廃止措置、廃棄物処理・処分及び核燃料物質の管理に係る個別の方針等を2.1から2.3までに示す。これらバックエンド対策に係る方針等を施設ごとに整理したロードマップを**別表2***4に示す。

2. 1 廃止措置

原子力施設においては、役割を終えた施設であっても、放射性物質*5の閉じ込め機能の維持など、原子力施設特有の管理が必要であるとともに、万一のトラブル発生時には運転中と同等な対応が必要となる。

一方、管理区域解除(原子炉等規制法からの規制解除)の状態まで廃止措置を進めることができれば、保障措置対応が原則として不要になるほか、放射性物質の盗取、妨害破壊行為及び閉じ込め機能損失等に伴う放射性物質の漏えいのリスクや放射線リスクが回避され、一般施設と同等の安全管理が可能となり、施設の維持管理費(コスト)も大きく削減される。

廃止措置の方針を以下に示す。

- · 役割を終えた原子力施設は、できる限り早期の廃止措置を目指す。
- ・廃止措置は、原則として、リスク低減効果の大きな施設(放射性物質の保有量が大きな施設等)及びコスト削減効果の大きな施設(維持管理費の高い施設等)を優先するとともに、発生する廃棄物の管理、放射性物質の施設外移転等に伴う措置に係る3Sの観点等を総合的に考慮し進める。
- ・廃止措置終了状態(エンドステート)は、建家の再利用の可能性を考慮し、原則として管理区域解除までとする。ただし、研究開発段階発電用原子炉施設である「ふげん」及び「もんじゅ」については、建家解体までとする。
- ・ 第1期は、主に施設中長期計画で「廃止施設」とした施設の廃止措置を実施する。 当該期間では「もんじゅ」、「ふげん」、「TRP」を除き、廃棄物発生量の少ない比 較的規模の小さい施設の廃止措置を主に進める。
- ・第2期以降は、施設中長期計画において「継続利用施設」としている施設を含め廃止措置を本格化する^{*6}。この際、人及び資金といった資源マネジメント等の観点か

^{※4 「}施設中長期計画」の更新に合わせ更新する。

^{※5} 核燃料物質を含む。以下同じ。

^{※6 「}継続利用施設」の廃止措置開始時期は、供用開始後60年程度を目安とし、施設ごとの特徴に応じ 設定する。

ら、比較的規模の大きな施設の解体時期ができるだけ重ならないようにする。

2. 2 廃棄物処理・処分

原子力機構の廃棄物は、廃止措置に伴って発生する廃棄物(以下「解体廃棄物」という。)以外に、施設の運転、研究開発活動によって発生する廃棄物(以下「操業廃棄物」という。)があり、処分するまでの間、保管廃棄施設において安全かつ適切に保管管理する。廃棄物はその性状や含まれる放射性物質の特徴等に応じて、適切な処理により減容・安定化を図るとともに、処分に適した状態にする。

このため、必要な廃棄物処理施設の整備を行うとともに、処分の実施及び適切な保管場所の確保により、長期にわたって安全な廃棄物管理を継続させる。

(1) 廃棄物処理

廃棄物の安全な保管及び処分に対応するため、多様な廃棄物の性状等に応じて、 適切な処理を行う。主な処理方法とその目的を以下に示す。

· 分別: 処分不適物の除去、溶融等の処理不適物の除去、材質の混在している廃棄物の分別等

・焼却:可燃物・難燃物の無機化、減容化

· 圧縮:減容化

・ 溶融: 放射能濃度の均一化、有害物等の安定化、減容化

· 吸着/蒸発濃縮/凝集沈殿:液体廃棄物の減容化等

・ 固化:焼却灰・液体廃棄物の固型化

· 充填:空隙充填(漏えい・飛散防止、強度確保)

廃棄物の性状等に応じた廃棄物処理フローを**別図1**に示す。

廃棄物処理の方針を以下に示す。

- ・長期間の継続利用が必要な処理施設**7は、原則として修繕、リプレース等により、その機能を維持する。
- ・第1期は、既存の処理施設による対応を主体に進めるとともに、新規施設の一部(低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)、α系統合焼却炉(TWTF) -1)等)を整備する。
- ・第2期は、保管廃棄物のひっ迫回避及び処分の本格化に向け、未整備の設備・ 施設を順次整備する。
- ·過去に海洋投棄を念頭にセメント等により固化した廃棄物は、処分方法を含めた合理的な処理方策を検討するものとし、新規施設の整備時期は、第2期後半とする。
- ・ 溶融処理は、現在整備している原子力科学研究所の高減容処理施設及び大洗研

^{**&}lt;sup>7</sup> 新規に整備すべき設備や施設については、その種類や規模にかかわらず「新規施設」として表記する。また、新規施設は、扱う廃棄物の種類、発生量、保障措置、核物質防護等を考慮し、集約処理を 含めた多角的な検討により具体化していく。

究所の固体廃棄物減容処理施設(OWTF)の処理実績等を踏まえた上で計画を具体化するものとし、新規施設の整備時期は第2期後半とする。

第3期は、全ての廃棄物処理を行う。

新規施設の整備を含む廃棄物処理の詳細を別表3※8に示す。

(2) 保管・処分 (別図2、別図3は年末に修正予定)

原子力機構全体における累積廃棄物発生量推移を別図2に示す。

これは、操業廃棄物及び解体廃棄物全体の累積発生量であり、第2期の廃止措置 の本格化とタイミングを合わせ、急激に増加する。図中の横線は、現時点における 許可上の保管能力を参考として示しており、解体廃棄物が本ロードマップの方針ど おりに発生する場合、第2期の早いタイミングで現時点の保管能力を超えていく。 将来にわたって安全な保管管理を継続するための方針を以下に示す。

- ・ 処分の実現に向けた対応を着実に行い、第2期からの累積保管量(発生量では なく保管量)の増加を抑止する。
- ・ 余裕のある安全な保管を継続するため、当面、解体廃棄物については、必要に 応じて廃止施設の一部を保管廃棄施設として活用する等、保管能力の確保に努 める。
- ・上記の対策の遅延等が推定された場合には、本ロードマップを見直し、解体廃 棄物の発生量を制限する。

処分については、原子力機構は、研究施設等廃棄物の埋設処分^{※9}の実施主体として、その実現に向け、国とも連携し責任をもって取り組む。処分に向けた方針を以下に示す。

- ・ 処分は、放射能レベルの低いトレンチ処分(L3)及びピット処分(L2)から優先的に進めることとし、第2期での本格化を目指す。
- ・余裕深度処分(L1)は、合理的かつ効率的な処分が可能となるよう国及び関係機関と連携協力して処分の在り方について調整を進め、計画を具体化していくところ、本ロードマップでは、第2期で処分開始を仮定する。
- ・地層処分は、今後、原子力発電環境整備機構(NUMO)等と調整を進め計画 を具体化していくところ、本ロードマップでは、第2期で処分開始を仮定する。
- ・ なお、廃止措置等に伴って発生するクリアランスレベル以下の資材は、原子力 規制委員会による制度整備も踏まえクリアランスする(再利用等を行う)こと を基本とする。

原子力機構全体における処分区分ごとの埋設対象物量を別図3に示す。

^{※8 「}施設中長期計画」の更新に合わせ更新する。

^{**9} 地層処分を除く。

2.3 核燃料物質の管理

原子力機構が保有する核燃料物質は、資源として利用することを基本とするが、技術的、経済的な観点から再利用が困難なものがある。これら核燃料物質の管理方針を以下に示す。なお、管理に当たっては、安全性の担保はもとより、適正な計量管理、透明性を持った保障措置対応及び確実な核セキュリティの維持を基本とする。

- ・ 利用可能な核燃料物質は、国のエネルギー・原子力政策等に沿った研究開発等での 利用又は国内外への譲渡しを目指す。
- ・譲渡しを行わない核燃料物質は、原子力機構内に保管する。なお、再利用が困難な 核燃料物質については、当面の間、保管し、その後、処分することを基本として、 安定な状態とするために必要な措置を実施するとともに、核燃料物質の単離、兵器 転用を困難とする処置技術の開発及び海外での処分委託の可能性を探る。
- ・保管場所の集約化に当たっては、核物質防護対象施設を減少・集約化させることにより、原子力機構全体のリスク低減及びコスト削減を目指す。
- ・第1期は、施設中長期計画において具体化している「廃止施設」が保有する核燃料物質について、現時点で譲渡し予定のものを除き、「継続利用施設」への集約化を主に進める。ただし、核燃料物質の移管先の制限等を踏まえ、一部、新たな施設*10への集約化を行う。
- ・第2期以降は、施設中長期計画において「継続利用施設」としている施設を含む廃止措置を本格化するため、既存施設の有効活用も考慮しつつ、新規施設への集約化 を順次行う。
- ・ なお、核燃料物質の集約化や国内外への譲渡しに当たっては、IAEAとの保障措 置協定及び二国間協定上の手続に留意し適正に進める。

3. 廃止措置に要する費用

(検討中)

4. バックエンド対策の効率化・最適化に向けた取組

原子力機構の多様な原子力施設の廃止措置、廃棄物の処理・処分を進めるためのバックエンド対策は、長い期間と多額の資金を要する。そのため、本ロードマップの遂行を目指すとともに、国内外の知見も踏まえつつ効率化・最適化に向けた取組を継続的に行う必要がある。

(1) 廃止措置に係る取組

廃止措置では、その進捗に応じて施設のリスクが低減していくことから、進捗に合わせ、その時点のリスクに見合った適切な安全対策や施設管理を目指す。

原子力機構の多様な原子力施設を廃止措置する上で十分な適用経験がない技術に 対する技術開発(高線量廃棄物の遠隔回収技術等)やコスト削減が期待できる技術開

^{※10} 新規施設は、コストミニマム及び核物質防護の観点を含めた多角的な検討により具体化していく。

発(複雑・狭隘部等における迅速な切断技術開発等)等を行い、後続の施設の廃止措置への適用に役立てていく。

その他、再処理施設の資材やウラン関連施設のコンクリート資材等のクリアランスが可能となるよう、発生施設や材質によらずクリアランスするための制度化について、 規制当局への働きかけ等を適時行っていく。

廃止措置を効率的に行う上では、マネジメントが重要であり、これを適切に行える 体制作りが必要となる。

2017年4月には、バックエンド対策全般をマネジメントする「バックエンド統括部」を運営管理組織に新設するとともに、2018年4月には、大型施設である「もんじゆ」及び「ふげん」を対象に、廃止措置に係るマネジメントに特化した新たな部門「敦賀廃止措置実証部門」を創設した。2018年7月には、「TRP」において、廃止措置マネジメントを強化するための組織の見直しを行った。今後、その他の施設の廃止措置の本格化に向け、マネジメントが効率的に行われる体制について引き続き検討していく。

また、長期にわたる廃止措置を効率的に進めるため、廃止措置施設の情報や廃止措置の経験知が継続的に維持される仕組みを構築していくとともに、原子力全般はもとより、適切な核燃料物質の管理を行うための専門知識を有し、高いマネジメント能力を有する人材の確保・育成を目指す。

一方、廃止措置の本格化には、資金の確保が必要となることから、予算獲得に引き続き努力するとともに、得られた資金を有効に活用するための取組(複数年契約等)の適用を検討していく。また、長期借入による資金の確保等、柔軟なファイナンスを可能とする仕組みづくりを国に働きかけていく。

(2) 廃棄物の処理・処分に係る取組

原子力機構の多様かつ多量の廃棄物の処理処分を進めるに際しては、可能な限り効率化していくことが重要である。

解体廃棄物に対しては、廃止措置段階において、処分を念頭においた分別や放射能 評価のためのサンプル採取等の実施を徹底することにより、処理負担の軽減化を図る。

また、放射能評価のコストを削減するための測定・分析技術開発を行うとともに、 長期的には、過去に保管廃棄した埋設基準に適合していない廃棄物に係る検討(比較 的外部放射線量が高くコンクリートで強固に遮へいした廃棄物に対する、処分方法を 含めた合理的な処理方法の検討、処理コストが高価となる溶融処理の対象を最小化す る検討等)を進める。

その他、ウラン系廃棄物等を処分するための制度化について、規制当局への働きかけ等を適時行っていく。

(3) 核燃料物質の管理に係る取組

再利用困難な核燃料物質に対して、安定な廃棄物とするための研究開発、核燃料物

質の単離・兵器転用を困難とする処置技術の開発及び海外での処分委託の可能性について調査・検討を実施する。

5. バックエンドロードマップの見直し

本ロードマップは、バックエンド対策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直し を行う。

以上

参考 バックエンドロードマップ委員会 委員名簿 (2018年8月31日現在)

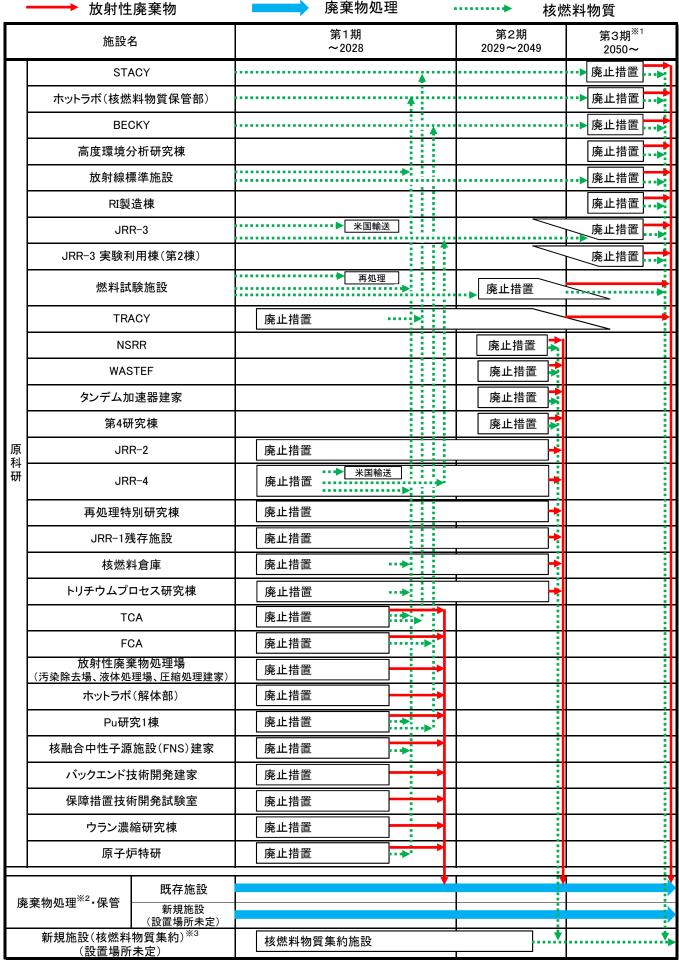
議長田口 康 日本原子力研究開発機構 副理事長 (株)経営共創基盤パートナーマネージングディレクター 委員 児玉 尚剛 有限責任監査法人トーマッパートナー 藤本 貴子 柳原 敏 福井大学附属国際原子力工学研究所特命教授 日本原子力発電株式会社常務執行役員廃止措置プロジェクト推 山内 豊明 進室長 紀身 日本原子力研究開発機構 理事 青砥 三浦 幸俊 日本原子力研究開発機構 理事 山本 徳洋 日本原子力研究開発機構 理事 伊藤 日本原子力研究開発機構 理事 肇 前田 豊 日本原子力研究開発機構 理事 日本原子力研究開発機構 事業計画統括部長 宏之 大井川 門馬 利行 日本原子力研究開発機構 バックエンド統括部長



別表1 バックエンドロードマップ対象施設一覧(79施設)

2018.8.31版

		青森県					岡山県	
			原科研(31施設)	核サ研(20施設)	大洗研(18施設)	敦賀(2施設)	人形峠(6施設)	
	子炉包設	関根施設(むつ)	JRR-2 JRR-3 JRR-4		常陽	ふげん		
			原子炉安全性研究炉(NSRR)		高温工学試験研究炉(HTTR)	もんじゅ		
			高速炉臨界実験装置(FCA)		材料試験炉(JMTR)			
_			軽水臨界実験装置(TCA)		重水臨界実験装置(DCA)			
			定常臨界実験装置(STACY)					
			過渡臨界実験装置(TRACY)					
			放射性廃棄物処理場					
			放射性廃棄物処理場の一部 (汚染除去場、液体処理場、圧縮処理装置)					
			燃料試験施設(RFEF)	Pu燃料第一開発室(Pu-1)	照射装置組立検査施設(IRAF)		廃棄物処理施設	
			バックエント・研究施設(BECKY)	Pu燃料第二開発室(Pu-2)	照射燃料集合体試験施設(FMF)		製錬転換施設	
	政		廃棄物安全試験施設(WASTEF)	Pu燃料第三開発室(Pu-3)	第2照射材料試験施設(MMF-2)(核燃部分)		濃縮工学施設	
	令		ホットラボ(解体部)	Pu廃棄物処理開発施設(PWTF)	固体廃棄物前処理施設(WDF)			
	41		ホットラボ(核燃料物質保管部)	Pu廃棄物貯蔵施設(PWSF)	照射材料試験施設(MMF)			
	条 該		Pu研究1棟	第2Pu廃棄物貯蔵施設(PWSF-2)	照射燃料試験施設(AGF)			
	当		[<u> </u>	第2PU廃業物財 風施設 (PWSF-Z) ウラン廃棄物処理施設 (焼却施設、UWSF、第2UWSF)	<u>無利 然料試験が設</u> (AGF) JMTRホットラホ*			
核				高レヘ・ル放射性物質研究施設(CPF) J棟 M棟 B棟 東海地区ウラン濃縮施設	燃料研究棟			
燃料		大湊施設研究棟	タンデム加速器建家		安全管理棟		開発試験棟	
使		ノバスルのロスサーフレゴボ	第4研究棟 RI製造棟	安全管理棟	放射線管理棟		解体物管理施設	
用			高度環境分析研究棟	放射線保健室	環境監視棟		(旧製錬所)	
池設			放射線標準施設	計測機器校正室	Na分析室			
	政 令			洗濯場	燃料溶融試験試料保管室(NUSF)			
	41		トリチウムプロセス研究棟(TPL)	応用試験棟				
	条 非		バックエンド技術開発建家	燃料製造機器試験室				
	該		核融合中性子源施設(FNS)建家	A棟				
	当		再処理特別研究棟					
			保障措置技術開発試験室					
			原子炉特研 核燃料倉庫					
			<mark>ウラン濃縮研究棟</mark> JRR−1残存施設					
そ	の他			東海再処理施設(TRP)	廃棄物管理施設		ウラン濃縮原型プラント	



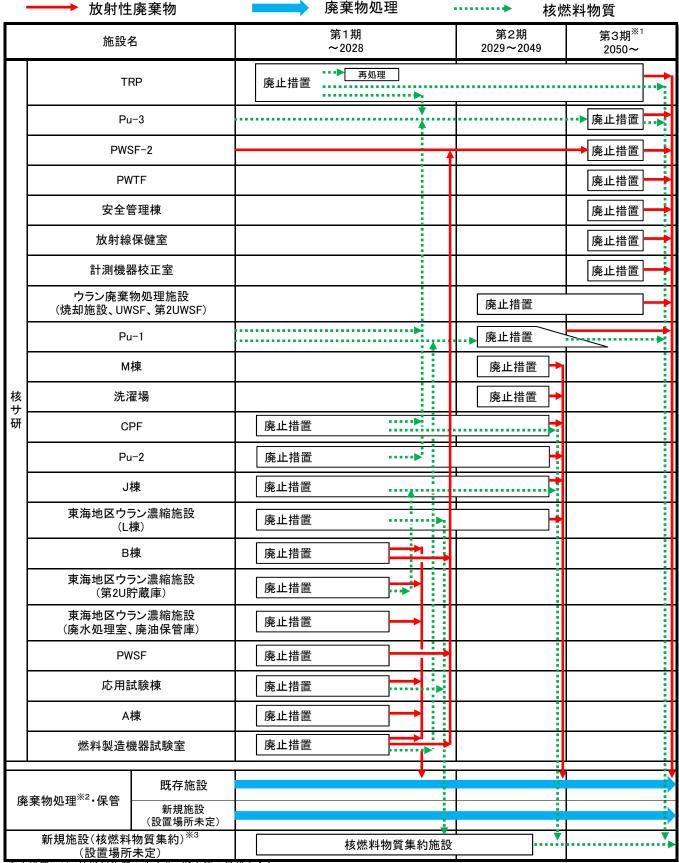
廃止措置には、核燃料物質の安定化、搬出等の準備を含む。

放射性廃棄物の矢印は、廃棄物処理・保管施設への最終的な移動を示すものであり、実際の移動は、矢印の時期以前に適宜行われる。

※1:約40年

※2:廃棄物処理の詳細は、別表3に示す。

※3:現存する施設の活用を含む。



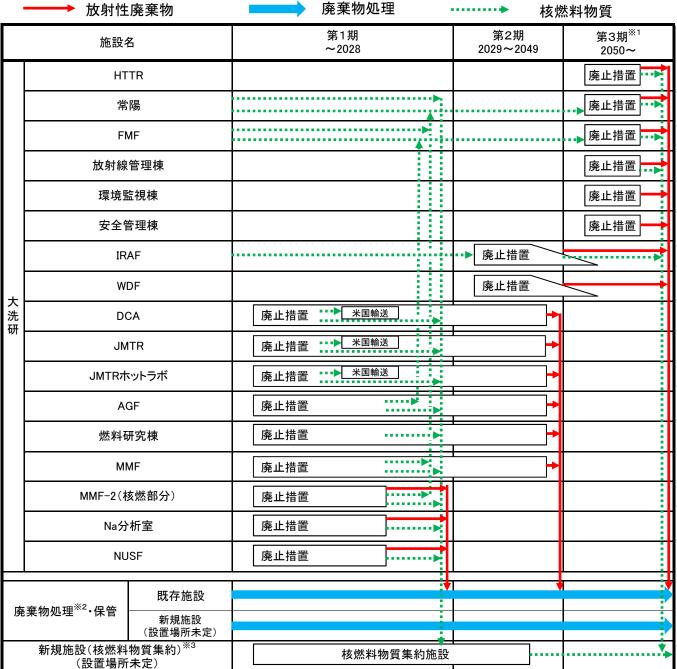
廃止措置には、核燃料物質の安定化、搬出等の準備を含む。

放射性廃棄物の矢印は、廃棄物処理・保管施設への最終的な移動を示すものであり、実際の移動は、矢印の時期以前に適宜行われる。

^{※1:}約40年

^{※2:}廃棄物処理の詳細は、別表3に示す。

^{※3:}現存する施設の活用を含む。



廃止措置には、核燃料物質の安定化、搬出等の準備を含む。

放射性廃棄物の矢印は、廃棄物処理・保管施設への最終的な移動を示すものであり、実際の移動は、矢印の時期以前に適宜行われる。

^{※1:}約40年

^{※2:}廃棄物処理の詳細は、別表3に示す。

^{※3:}現存する施設の活用を含む。



廃止措置には、核燃料物質の安定化、搬出等の準備を含む。 放射性廃棄物の矢印は、廃棄物処理・保管施設への最終的な移動を示すものであり、実際の移動は、矢印の時期以前に適宜行われる。

※1:約40年

^{※2:}廃棄物処理の詳細は、別表3に示す。

^{※3:}現存する施設の活用を含む。

		既存施設	新規施	設		
拠	施設名		対象物	第1期	必要稼動時期 第2期	
点	心以口			~2028	2029~2049	2050~
	高減容夠	処理施設	β γ-A ^{**2}		分別、焼却、圧縮、溶融	
原	第1廃棄物処理棟		β γ-A		焼却	
<u>森</u> 研	第2廢棄	物処理棟	β γ-B ^{**3}		 圧縮、固化	
	第2廃棄物処理棟		液体廃棄物		(A-1114) par 10	
	第3廃棄物処理棟		液体廃棄物		固化	
		-	β γ-A		充填、測定	
		HWTF-2	βγ-В		分別、焼き	印、圧縮、充填、測定
	新規施設	-	β γ-B			溶融
		TWTF-1	α		焼	却
		TWTF-2	α		分別、圧	縮、充填、測定
	廃棄物処理場(AAF)		低レベル放射性廃棄物		分別	
	焼却施	設(IF)	低レベル放射性廃棄物		焼却	
再核		11. 理技術開発施設	低レベル放射性廃棄物		焼却	
処サ理研	低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF)		低レベル放射性廃棄物		固化	
	廃溶媒処理技術開発施設(ST)		低レベル放射性廃棄物	固化		
	ガラス固化技術開発施設(TVF)		高レベル放射性廃棄物	固化		
P核 uサ 系研	プルトニウム廃棄 設(P	物処理技術開発施 WTF)	低レベル放射性廃棄物	焼却		
	焼却施設		低レベル放射性廃棄物	焼却		
U 核 系 研	 J棟		低レベル放射性廃棄物	焼却		
… 妍	M棟		低レベル放射性廃棄物	圧縮		
		TWTF-1	低レベル放射性廃棄物		焼	却
	新規施設	TWTF-2	低レベル放射性廃棄物 (低線量系)		分別、圧	縮、充填、測定
		HWTF-2	低レベル放射性廃棄物 (高線量系)		分別、焼去]、圧縮、充填、測定
	β・γ固体処理棟皿		β γ-A ^{*2}		分別、焼却	
	β・γ 固体処理棟 I 、II		β γ-A		圧縮	
大洗	β・γ 固体処理棟IV		β γ-B ^{**3}		分別、圧縮	
研	α 固体処理棟		α-A ^{※4}		分別、焼却、圧縮	
	固体廃棄物減容処理施設(OWTF)		α-B ^{※5}		分別、焼却、溶融	
	廃液処理棟		液体廃棄物		固化	
		-	βγ-A, B α-A, B		充填、測定	
	新規施設	新規施設 –			焼ź	印、圧縮
-		α-A βγ-A, B α-A			溶融	

※1:約40年 ※2:表面線量率2mSv/h未満 ※3:表面線量率2mSv/h以上

※4:表面線量率0.5mSv/h未満及び3.7×10⁷Bq/容器未満

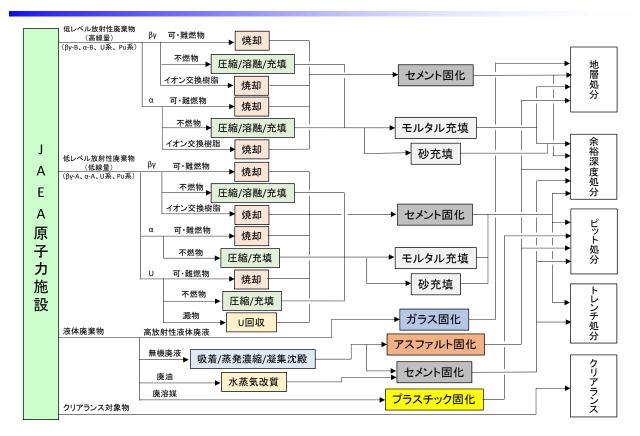
※5:表面線量率0.5mSv/h以上または3.7×10⁷Bq/容器以上

		既存施設	新規施言	殳				
拠点	施設名		対象物	第1期 ~2028	必要稼動時期 第2期 2029~2049	第3期 ^{※1} 2050~		
青森	燃料・廃棄物取扱棟		βγ	分別、	圧縮			
	新規施設 -		βγ	-	焼却、充填、測定			
もんじゅ	じ 回体廃業物処理設備		βγ		固化			
	新規施設 -		βγ	-	分別、焼却、圧縮、充填、測定			
	タービン建屋		βγ	分別				
ふげん	廃棄物処理建屋		βγ	焼却				
	廃棄物処理室		βγ	固化				
新規施設		-	βγ	焼却、充填、測	定			
人形峠	焼却施設		U系	焼	 却 			
	新規施設		U系		」 分別、圧縮、充填、測定			
	机况他政	-	U系		U回収			

※1:約40年

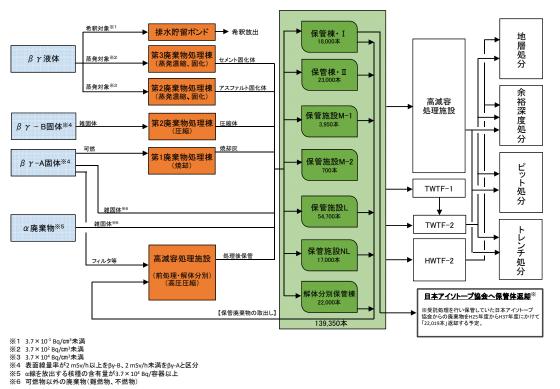


別図1 主要な廃棄物処理フロー(1/10)

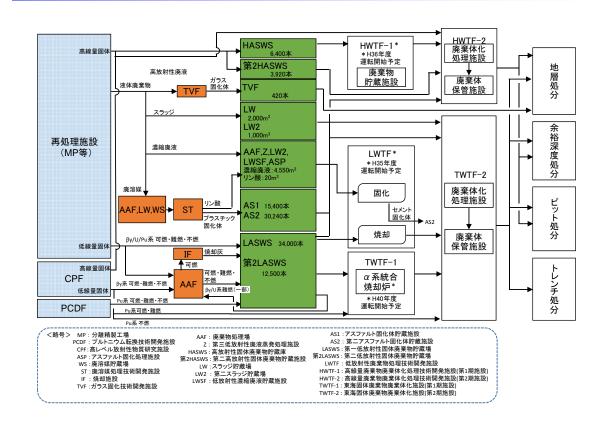




主要な廃棄物処理フロー(2/10) (原子力科学研究所)

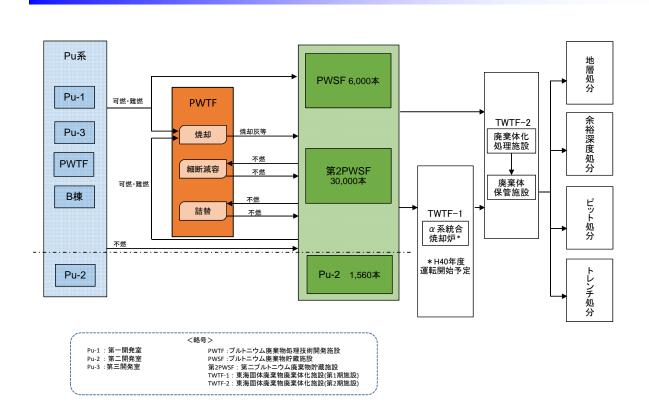


別図1 主要な廃棄物処理フロー(3/10) (核サ研 再処理廃止措置技術開発センター関連施設)



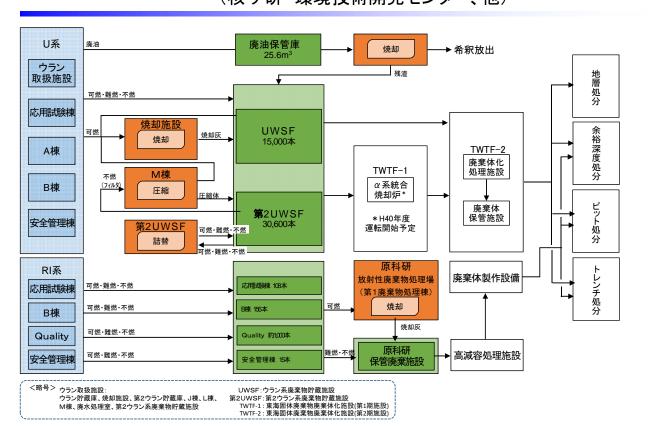


別図1 主要な廃棄物処理フロー(4/10) (核サ研 プルトニウム燃料技術開発センター関連施設)



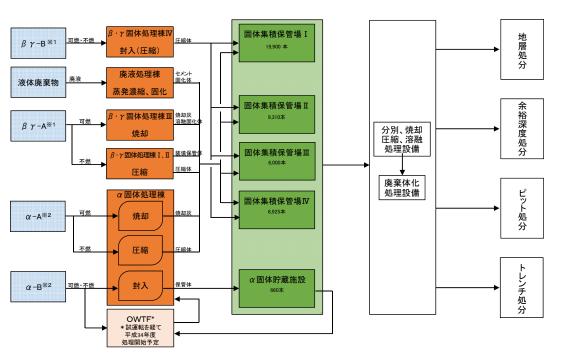


別図1 主要な廃棄物処理フロー(5/10) (核サ研 環境技術開発センター、他)





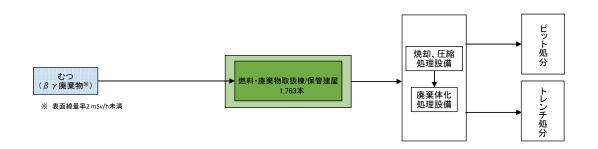
主要な廃棄物処理フロー(6/10) (大洗研究所)



- ※1 表面線量率が2 mSv/h以上をβy-B、2 mSv/h未満をβy-Aと区分 ※2 表面線量率が0.5 mSv/h以上または3.7×10 7 Bq/容器以上を α -B、0.5 mSv/h未満及 σ 3.7×10 7 Bq/容器未満を σ -Aと区分 ※3 液体廃棄物 σ 3.7×10 7 Bq/cm σ 3.7×10 7 Bq/cm σ 8

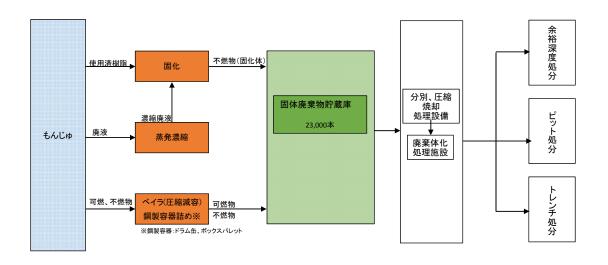


別図1 主要な廃棄物処理フロー(7/10) (青森研究開発センター)



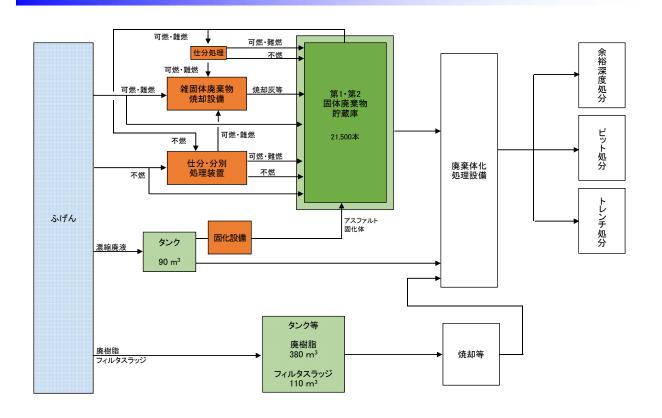


別図1 主要な廃棄物処理フロー(8/10) (高速増殖原型炉もんじゅ)



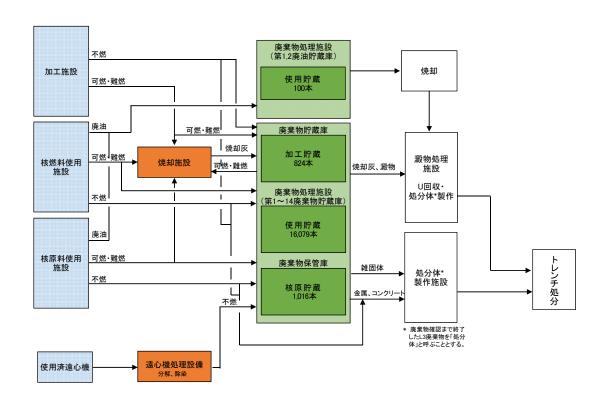


別図1 主要な廃棄物処理フロー(9/10) (新型転換炉原型炉ふげん)





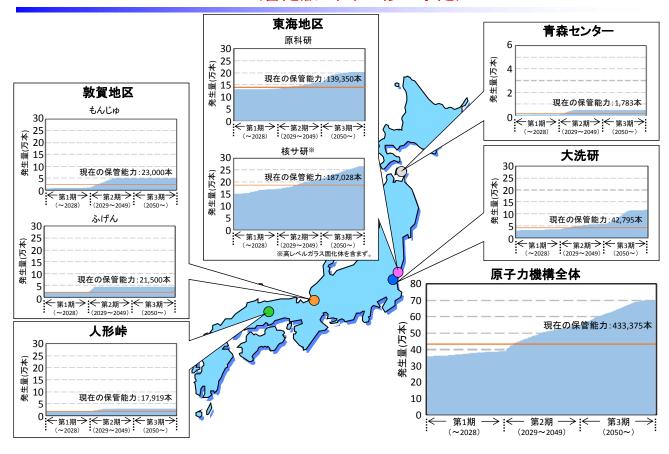
別図1 主要な廃棄物処理フロー(10/10) (人形峠環境技術センター)





別図2 累積廃棄物発生量推移

(暫定版:年末に修正予定)





別図3 処分区分ごとの埋設対象物量

(暫定版:年末に修正予定)

